

泉川校区の人口
(R2年4月1日現在)
世帯数: 5,920 戸
男性: 5,552 人
女性: 6,035 人
合計: 11,587 人

泉川だより

〒792-0821 新居浜市瀬戸町12-34

☎41-6463



6月行事予定

日	曜	予定
14日 (日曜日)	8:00~	大好き泉川の日
16日 (火曜日)	8:00~	子育てサロンいずみっ子
19日 (金曜日)	10:00~	健康ウォーキング

- ・どろんこクラブ (田植え) 中止
- ・ふるさと塾 6月中止
- ・読み聞かせ 1学期中止

各種団体定例会のお知らせ (19:00~)

- ・防災士定例会 (1日)
- ・防犯定例会 (5日)
- ・見守り推進員定例会 (偶数月8日)
- ・体振定例会 (9日)
- ・老人クラブ定例会 (11日) 午前中
- ・連合自治会専門部会 (12日)
- ・民生定例会 (14日)
- ・社協支部・見守りSOS定例会 (20日)
- ・泉川小・中学校定例会 (25日)
- ・連合自治会役員会 (26日)
- ・少年補導定例会 (30日)

※日曜日・土曜日の場合は変更となります。

まちづくり連合自治会 部会報告

安全安心	令和2年度防災訓練の計画。 泉川小学校南側パトロール。
子ども支援	8月実施予定の大洲青少年 の家については中止。
生涯学習 兼 広報	6月休講で、7月以降は協議 してテーマを決定して実施。
健康づくり	集団検診・受診への広報活動 を行う。
地域福祉	泉川年輪のつどいの案内を 6月下旬より開始。
環境美化	5月に仮植実施。 (花いっぱい運動)

●市営住宅入居者募集 (申込み)

●市営住宅への入居者を次のとおり募集します。

■申込期間: 令和2年6月15日 (月) ~ 令和2年6月29日 (月)

※窓口でしか申込できません (郵送、メール不可)。

■募集团地: ①南小松原、②高津、③城下、④新田、⑤新田第二、
⑥北新町、⑦西の土居、⑧新須賀、⑨西原、⑩治良丸南、
⑪治良丸、⑫横山南、⑬横山北、⑭松原

※詳細は館内掲示物、新居浜市営住宅管理グループホームページ、
市政だより、新居浜市営住宅管理グループで配布している、
市営住宅入居者募集要領をご確認ください。

■申込条件: 市営住宅入居者募集要領にてご確認ください。

■問合せ・申込先: 新居浜市営住宅管理グループ

〒792-0025 新居浜市一宮町一丁目6番37号 横山ビル1階

☎0897-47-5218

<住民の皆様のご協力への感謝とご報告>

資源ゴミ (ダンボール・新聞・雑誌・アルミ缶) 回収で
平成30年度 年間 ¥44,025の収入はカレーの日に
利用、令和元年度 年間 ¥57,749の収入は本年度
の公民館祭りに利用させていただきます。

お花をいつもありがとうございます。



公民館ロビーに季節の花を
いつも飾っていただき感謝
申し上げます。

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症がまん延する状況において災害が発生し避難所が避難者で密集した状態になると、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大することが懸念されます。今、地震、風水害が起きたらどうするのか、次の事項を確認し、平時からの事前準備及び災害時の対応について検討をお願いします。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策

- ・「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。
- ・避難先は、公民館・小・中学校等の市が指定する場所に限らず、安全な親戚・知人宅に避難することや自宅に留まり安全を確保することも避難行動の一つです。
- ・避難所に避難する場合は、自分や家族の健康状態を確認し、マスク、体温計、アルコール消毒薬などの衛生用品を持参するとともに、季節にあった服装、持参品で避難してください。
- ・避難所内では、手指消毒、咳エチケットなどを徹底するとともに、他の人と2メートル程度の間隔をとり、ウイルスが飛沫して感染する可能性を少しでも減らしてください。

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。

上記の項目を確認し、ご自身に合った適切な避難行動をお願いします。

裏面は、市内館報統一での給付金掲載になっています。

新居浜市特別定額給付金の申請を受付しています

新居浜市特別定額給付金コールセンター ☎(0897)65-1522
(電話受付時間: 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く))

新型コロナウイルスの感染拡大防止に留意しつつ、**家計への支援**を行います

<給付対象者及び受給権者>

- ・給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者
- ・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

<給付額> 給付対象者1人につき、**10万円**

申請期限

8月18日(火曜日)

給付金の申請方法は次の2つです。

(1)郵送による申請

新居浜市から受給権者(世帯主)あてに申請書をお送りしています。「**申請書**」に振込先口座を記入し、「**振込先口座の確認書類**」と「**本人確認書類**」の写しとともに、新居浜市に郵送してください。

振込先口座の確認書類 (右の3つのうち、いずれか)	ア 金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳の写し
	イ キャッシュカードの写し
	ウ インターネットバンキングの画面の写し
本人確認書類	運転免許証の写し、マイナンバーカードの写し、健康保険証の写し、年金手帳の写し 等



(2)オンラインによる申請(マイナンバーカード所持者が利用可能)

マイナポータル(国が運営するオンラインサービス)から振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要) [マイナポータル](#) [検索](#)

市役所窓口での受付は、感染拡大防止のため、7月以降開始予定です。

郵送による申請にご協力ください。

**新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための
回避行動**

**給付金をよそおった
不審なメールや電話 に注意!**

1 うつらないよう自己防衛!

こまめな**手洗い・うがい**や、定期的な換気をし、**三つの密**を避けよう

2 うつさないよう周りに配慮!

体調不良のときは、まずは**自宅療養**
他人と接するときは、**一定の距離**を置くようにしよう

3 県外や不要不急の外出を自粛!

感染拡大エリアへの外出は避け
仕事や生活に支障がない限り**自宅**で過ごそう

- キャッシュカードや通帳を預かったり、暗証番号を聞き出すこと
- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めることは、**絶対にありません。**

新居浜市役所や愛媛県、総務省をかたった電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、お住まいの相談窓口(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

< 新居浜市の相談窓口 >

新居浜市消費生活センター ☎(0897)65-1206
新居浜警察署 ☎(0897)35-0110(代表)

